

あいち多文化共生センターについて

あいち国際プラザ あいち多文化共生センターについて

1 概要

外国人県民の定住・永住化傾向が進む中、外国人も日本人と共に、安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指し、平成 19 年 4 月に、従来の「相談・情報コーナー」を拡充・発展させる形で「多文化共生センター」を（公財）愛知県国際交流協会内に開設した。

平成 31 年度からは法務省が進める多文化共生総合相談ワンストップセンターの機能を果たすべく、「あいち多文化共生センター」として発足し、相談対応などを行っている。

あいち多文化共生センターは、市町村や市町村国際交流協会、関係行政機関、NPO等と連携して、多文化共生施策を推進していくための拠点機能を担う。



2 業務内容

(1) 多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び支援

外国人県民が日本人と同じ制度やサービスを利用でき、本県で安心して暮らすことができるよう、多文化ソーシャルワーカーが日常生活に必要な情報を多言語で提供するとともに、複雑な問題を抱える相談者に対しては、関係する市町村の各種窓口や専門機関と連携しながら、問題解決に向けた自立支援までを継続的に行う。

◇ 相談日時：月曜日～土曜日 10:00～18:00

※国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始
(12月29日から翌年1月3日まで)を除く。

◇ 対応言語：ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、日本語 計12言語

※以下の日時・言語は、言語スタッフによる対応を行っています。それ以外の時間帯・言語は、電話またはTV電話を使い相談者と通訳会社の通訳とを繋いで対応しています。

言語	曜日	時間	備考
日本語・ポルトガル語	月曜日～土曜日	10:00～18:00	
スペイン語	月・水・金曜日	13:00～18:00	
英語	月～土曜日	〃	
中国語	月曜日	〃	
フィリピン語／タガログ語	水曜日	〃	
ベトナム語	土曜日	〃	平成31年4月～
ネパール語	火曜日	〃	〃
インドネシア語	土曜日	〃	〃
タイ語	水曜日	〃	〃

(2) 外国人のための無料弁護士相談（予約制）

法律的なアドバイスが必要な問題を抱える外国人を対象に、愛知県弁護士会との協働で無料の弁護士相談を実施する。

◇ 日時 : 第2及び第4金曜日 13:00～16:00

◇ 対応言語 : ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語

(3) 外国人のための専門相談（予約制）

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、愛知県と連携し、在留資格や労働関係、消費生活関係について相談できる専門相談を実施する。

◇ 在留関係 : 第3水曜日 13:00～17:00 (令和元年11月～)

◇ 労働関係 : 第2月曜日 13:00～17:00 (")

◇ 消費生活関係 : 第4月曜日 13:00～16:30 (令和2年1月～)

(4) 外国人相談担当者向け対応ハンドブックの作成

外国人住民がより充実した行政サービスを受けることができるようにするため、当協会に寄せられた相談事例をもとに、外国人特有の問題やその背景となる各国事情、相談対応のポイント等を含めた相談対応冊子を作成し、市町村・市町村国際交流協会、社会福祉関係機関等の相談窓口へ配布する。



結婚・離婚編
(2016年3月発行)

※今年度改訂版を発行予定



子どもの教育編
(2017年3月発行)



社会福祉編
(2018年2月発行)

(5) 災害時における外国人相談対応訓練の実施

当協会では、災害発生時に愛知県と協働で「災害多言語支援センター」を立ち上げ、市町村等からの依頼に応じて言語的な支援を行うこととしている。他方、当協会に直接、外国人住民や大使館・領事館等から多数の相談・問合せがあることが予想される。

当協会としては、災害発生時の多言語による相談等への対応が必要となるが、そのためには語学ボランティアの協力を得た体制づくりが必須と考えられる。そこで、その活動に向けた訓練を、県の行う総合防災訓練及び災害多言語支援センター設置・運営訓練に合わせて実施する。

<問合せ・連絡先>

(公財) 愛知県国際交流協会 交流共生課

(あいち多文化共生センター)

TEL : 052-961-7902 FAX : 052-961-8045

E-mail : sodan@aia.pref.aichi.jp

2019年度 あいち多文化共生センター 相談状況

(公財) 愛知県国際交流協会

(期間：2019年4月1日～2019年12月28日)

2020年1月4日集計

1. 言語別相談件数

区分 言語	多文化ソーシャルワーカーによる 相談・情報提供及び支援					在留 相談	労働 相談	弁護士 相談	合計	割合 (%)
	情報 提供	継続 支援	傾聴	翻訳・ 通訳	小計					
日本語	736	0	8	0	744	2	0	4	750	52.3%
ポルトガル語	236	8	12	123	379	0	0	21	400	27.9%
スペイン語	55	0	1	12	68	0	0	4	72	5.0%
英語	67	1	0	43	111	0	0	1	112	7.8%
中国語	17	1	0	11	29	0	0	5	34	2.4%
フィリピン語/カンダラ語	14	2	0	9	25	0	0	6	31	2.2%
ベトナム語	2	0	0	10	12	0	0		12	0.8%
ネパール語	0	0	0	6	6	0	0		6	0.4%
インドネシア語	3	0	0	10	13	0	0		13	0.9%
タイ語	0	0	0	5	5	0	0		5	0.3%
合計	1,130	12	21	229	1,392	2	0	41	1,435	100.0%

※在留相談及び労働相談は2019年11月より対応開始

令和元年度 第2回
外国人相談担当者研修会

参加費
無料

外国人相談のための
改正入管法の基礎知識

外国人相談において、相談者の在留資格の違いは、支援をする際に大きく関わってきます。
2019年4月1日に施行され間もない改正入管法について、その基礎を正しく理解し、
現状や今後の課題を知るための研修会を開催します。

第Ⅰ部 講演

13時35分～15時05分

外国人相談のための
『改正入管法』
の基礎知識

講師：川上 弘晃 氏

名古屋出入国在留管理局
審査管理部門 受入環境調整担当
統括審査官



第Ⅱ部 講演

15時20分～16時50分

『身分に基づく在留資格』
についての
相談ポイントと注意点

講師：金 恩瑩 氏
(キム・ウニョン)

Office.KIM
(金行政書士事務所)
代表

◆ 開催日時 2020年2月27日(木)13:30～17:00 (受付開始 13:00)

◆ 開催場所 あいち国際プラザ2階 アイリスルーム

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1 愛知県三の丸庁舎内

地下鉄名城線「市役所」駅5番出口より徒歩5分
地下鉄鶴舞線「丸の内」駅1番出口より徒歩10分
※駐車場に限りがありますので、
できるだけ公共交通機関でお越しください。

◆ 対象者 ● 愛知県内市町村及び国際交流協会の
外国人相談担当者、語学相談員
語学ボランティア、相談窓口担当者
● 多文化ソーシャルワーカー養成講座修了生
● 愛知県内の外国人支援 NPO 団体 他

◆ 定員 90名(応募者多数の場合は抽選。
第1回の研修会に応募者多数のため
参加できなかった方を優先します。)

◆ 主催 公益財団法人 愛知県国際交流協会



● お申し込み・お問い合わせ ●

(公財) 愛知県国際交流協会 あいち多文化共生センター 相談担当

電話 052-961-7902 / FAX 052-961-8045
住所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1 愛知県三の丸庁舎内
E-mail sodan@aia.pref.aichi.jp

下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX 又は郵便で送っていただくか、同じ内容をメールで
令和2年2月4日(火)までにお送りください。
申込書は当協会のホームページからもダウンロードできます。
ホームページ www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/kenshukai20191029.html

応募者多数の場合は抽選となります。
締切り1週間以内に参加の可否についてのメール・ファックスをお送りします。
連絡可能なメール・ファックス・電話番号を必ずご記入ください。
届かない場合は、本協会までご連絡ください。

令和元年度 第2回外国人相談担当者研修会
参加申込書

(ふりがな) 氏名	
所属・勤務先名称	
職種	
連絡先住所	<input type="checkbox"/> 自宅 ・ <input type="checkbox"/> 勤務先 〒 -
日中連絡可能な電話番号	- -
ファックス番号	- -
E-mail	@
受講にあたり配慮等が必要な 場合、その他連絡事項があれば ご記入ください。	

※上記個人情報は、当事業の運営に利用するものであり、本人の了解なしに第三者に公開する事はありません。

※研修会当日、研修開始時間に名古屋市に各種警報が発令された場合をはじめ参加者に危険が生じると主催者が判断した場合、研修会を中止にすることがあります。個別に連絡はしませんので、不明な場合は当協会のホームページ (www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/kenshukai20191029.html) でご確認いただくか、愛知県国際交流協会相談担当までお問い合わせください。(月~土 10:00~18:00 日祝休)

★ 日ごろの外国人相談・支援業務の中で、入管法や在留資格の問題等で困ったことや、本研修の講師に助言がほしいこと等がありましたら、できる限り具体的にお書きください。(スペースが足りない場合は、別紙にご記入してください)

在留資格・労働関係・
消費生活関係のことなら

なんでもお気軽に
ご相談ください！

名古屋出入国在留管理局・
愛知労働局・愛知県と連携

外国人 向け 専門相談

いずれも先着順
の事前予約制

在留関係の相談 ... 毎月 **第3水曜日** 13:00～17:00

前日の火曜日正午までに電話で予約してください。

労働関係の相談 ... 毎月 **第2月曜日** 13:00～17:00

1週間前の月曜日正午までに電話で予約してください。

消費生活関係の相談 ... 毎月 **第4月曜日** 13:00～16:30

前の週の金曜日正午までに電話で予約してください。

例えば



子どもが生まれました。
子どもの在留資格を取得
するには、どんな書類が
必要？

例えば



日本語が話せなくて
仕事が見つかりません。
何か良い方法はある？

例えば



明日から仕事に来なくていい
と言われました。
収入も住むところも
なくなるのは困る。

例えば



オプション加入でスマート
フォンの機種代金が安く
なると言われ契約したが、
安くならなかった。

対応言語、予約方法などの詳細は、
裏面をご覧ください。

あいち多文化共生センター

TEL

052-961-7902

E-mail

sodan@aia.pref.aichi.jp

問合せ&予約受付：月曜日～土曜日 10:00～18:00

公益財団法人愛知県国際交流協会

名古屋市中区三の丸2-6-1
愛知県三の丸庁舎内

<窓口の概要>

◆ **名称** あいち多文化共生センター外国人向け専門相談（在留・労働・消費生活関係）

◆ **実施主体** 公益財団法人愛知県国際交流協会

◆ **協力機関** 名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、愛知県

◆ **実施日時**

- ・ **在留関係**：毎月第3水曜日 13:00～17:00
※名古屋出入国在留管理局から職員を派遣していただき、対応します。
- ・ **労働関係**：毎月第2月曜日 13:00～17:00
※愛知労働局から職員を派遣していただき、対応します。
- ・ **消費生活関係**：毎月第4月曜日 13:00～16:30
※愛知県から消費生活相談員を派遣していただき、対応します。

実施日が祝日の場合、**翌週の同一曜日に**振り替え

実施日が祝日の場合、**翌日に**振り替え

◆ **相談方式**

- ・ 先着順の予約制（在留関係は前日まで、労働関係は相談日の1週間前まで、消費生活関係は前の週の金曜日までに予約が必要）
- ・ 1日あたり4名（組）まで・原則、専門相談員と外国人相談者等との対面で行う。

◆ **対応言語**

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語 計11言語

◆ **その他**

1週間前の時点で予約が入っていない場合は、外国人相談窓口や各種相談機関、外国人支援者等からの問合せにも応じます。希望の方はご連絡ください。

要予約

次のとおりご予約ください。

- ① あいち多文化共生センターに**お電話**ください。
TEL 052-961-7902
- ② 相談の種類（在留・労働・消費生活）と、希望日をお教えてください。
- ③ 次の1日4コマの中から、ご都合の良い時間帯をお教えてください。

	在留・労働	消費生活
1コマ	13:00～13:45	13:00～13:40
2コマ	14:00～14:45	13:50～14:30
3コマ	15:00～15:45	14:40～15:20
4コマ	16:00～16:45	15:30～16:10

- ④ 相談したいことを簡単に説明してください。（事前に相談員にお伝えし、資料等を準備していただくため。）
- ⑤ 予約完了です。
当日、お気をつけてお越しください。

実施場所



あいち多文化共生センター （あいち国際プラザ内）

名古屋市中区三の丸二丁目6-1
愛知県三の丸庁舎1階
※地下鉄「市役所」駅5番出口から西へ徒歩5分

【2019年12月26日現在】

掲載されている内容は、変更される可能性がありますので、お問い合わせください。